

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、当そ)

## 規則

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年九月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第五十七号

◆規則 嘉鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

◆告示 保険医等の登録

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

鳥取県特定疾患実態調査要綱

林業改善資金の貸付基準の一部改正

森林病害虫等防除法による松くい虫の配除令命

解除予定の保安林(二件)

解除予定の保安林の一部変更

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可(六件)

開発行為に関する工事の完了

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

◆選管告示

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

◆正誤

昭和五十三年八月鳥取県企業告示第一号中訂正

昭和五十三年九月鳥取県告示第七百六十号中訂正

鳥取県林業改善資金貸付規則(昭和五十一年八月鳥取県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。  
別表第一号の項中3を削り、2を3とし、1の次に次のように加える。

#### 2 技術導入資金

集材機、苗木床替用機械

若しくは育苗施設で知事が定める基準に適合するものを購入する場合

五年以内

樹園地作業用けん引車改造型搬出用施設(モノレール)  
又は單線循環式懸架線を購入し、又は設置するのに必

合にあつては、一セットにつき四百九十万円

苗木床替用機械で知事が定める基準に適合するものを購入する場合にあつては、一セ

ットにつき百万円

育苗施設で知事が定める基準に適合するものを設置する場合にあつては、一セット(育苗室百平方メートル分)につき百八十万円

林内作業用トラクタを購入する場合にあつては、一台につき四百万円

樹園地作業用けん引車改造型搬出用施設(モノレール)を設置する場合にあつては、一セットにつき二百十万元

単線循環式軽架線を設置する場合にあつては、一セットにつき百九十九万元

別表第一号の項1を次のように改める。

1 安全生産施設資金	防振装置付きのチャーン	五年以内(二年以内)
ソーラー若しくは携常用刈払機で知事が定める基準に適合するものを購入する場合にあつては、一台につき十八万元	防振装置付きのチャーンソーラー若しくは携常用刈払機で知事が定める基準に適合するものを購入する場合にあつては、一台につき十八万元	内 含む。)

走式刈払機、自動枝打機若しくは油圧式立木伐倒機を購入し、又は玉切り装置を設置するのに必要な資金

電動式刈払機を購入する場合にあつては、一台につき三十五万円

自走式刈払機を購入する場合にあつては、一セットにつき百四十万円

自動枝打機を購入する場合にあつては、一台につき五百万元

油圧式立木伐倒機を購入する場合にあつては、一セットにつき三百五十万円

玉切り装置を設置する場合にあつては、一セットにつき二百万円

様式第一号の（裏面）の第一条第四号中「特認間伐施設資金」を「技術導入資金のうち専ら間伐に用いられる機械又は施設を購入し、又は設置するのに必要な資金」に改める。

#### 附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現に改正前の鳥取県林業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられている特認間伐施設資金については、なお従前の例による。

### 告示

#### 鳥取県告示第八百号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十三年九月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
辰己敏子	鳥薬第三八四号	昭和五十三年八月二十八日
松尾信子	鳥薬第三八五号	昭和五十三年八月三十一日

#### 鳥取県告示第八百一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
斎藤文明	鳥歯第三六二号	"
川本洋子	鳥歯第三六四号	"

岡 本 恒 之	鳥国医第一、二九三号	"
酒 井 龍 雄	鳥国医第一、二九四号	昭和五十三年九月一日
菅 沼 育 雄	鳥国医第一、二九五号	"
斎 藤 文 明	鳥国医第三、六二号	"
稻 村 憲 慈	鳥国医第三、六三号	"
	"	"
	"	"

## 鳥取県告示第八百二号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき、

鳥取県特定疾患実態調査を次の要綱により行うので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和五十三年九月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県特定疾患実態調査要綱

## 一 調査の目的

この調査は、スモン、ベーチエット病等の特定疾患のため県内の病院又は診療所において医療を受けた者の実態を把握し、今後の特定疾患対策の推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

## 二 調査の範囲

この調査は、県内に所在するすべての病院及び診療所について行う。

## 三 調査の対象

この調査は、昭和五十三年一月一日から同年十二月三十一日までの間に次のいづれかの疾病により入院し、又は通院して医療を受けた者を対象とする。

21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
再生不良性貧血	肝硬変	クローム病	潰瘍性大腸炎	サルコイドージス	慢性腎炎(腎機能不全)	ネフローゼ症候群	特発性心筋症	大動脈炎症候群	ビュルガービ	結節性動脈周囲炎	悪性関節リウマチ	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	全身性エリテマトーデス	重症筋無力症	背髓小脳変性症	筋萎縮性側索硬化症	多発性硬化症	多発性硬化症	スモン	

- 四 調査事項
- 22 特発性血小板減少性紫斑病  
23 天疱瘡  
24 小児急性熱性皮膚粘膜リンパ節症候群

この調査は、次の事項について行う。

- 1 患者の氏名  
2 性別  
3 生年月日  
4 住所  
5 発病時の職業  
6 疾患名  
7 診断  
8 発病年月  
9 初診年月  
10 受療状況  
11 治療費支払方法  
12 公費負担の有無  
13 身体障害者手帳の有無
- 五 調査の時期
- 六 調査の方法
- 昭和五十三年十月一日から同年十二月三十一日までの三箇月間とする。
- 七 調査票の提出期限及び提出先
- この調査は、知事が鳥取県健康対策協議会長に委託して行う。
- この調査票は、昭和五十四年一月三十一日までに鳥取県健康対

策協議会長に提出するものとする。  
八 結果の公表

この調査の結果は、集計完了後印刷物を作成して公表する。

### 鳥取県告示第八百三号

昭和五十一年八月鳥取県告示第六百九号（林業改善資金の貸付基準の決定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十三年九月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一の表第一号の項貸付内容の欄中「十ヘクタール」を「五ヘクタール」に、「五ヘクタール」を「三ヘクタール」に改め、同表第三号の項を削り、同表第二号の項を同表第三号の項とし、同表第一号の項の次に次のように加える。

二 技術導入資金	1 有線又は無線の装置を用いて遠隔操作を行う集材機の購入に必要な費用	個人である森林所有者若しくはその協業体、個人である素材生産業者、個人である種苗生産業者、若しくはそれらの組織する団体、森林組合、森林組合連合会、林業を営む会社（資本の額又は出資の総額が百万円以下のもの及び常時使用的の購入に必要な費用
----------	------------------------------------	--

下のものに限る。) 造林公社又は造林事業を行う市町村(財産区を含む。)若しくは地方公共団体の一部事務組合

ミスト装置及び育苗ハウス(これに類するものを含む。)の設置に必要な費用

林内作業用トラクタの購入に必要な費用

樹園地作業用けん引車改造型搬出用施設(モノレール)の設置に必要な費用

単線循環式軽架線の設置に必要な費用

設置に必要な費用

3  
4  
5  
6

造林公  
社又は造林事業を行  
う市町  
村(財產区を含む。)若し  
くは地方公共団体の一部事  
務組合

鳥取県告示第八百四号  
森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域及び期間

1 区域

溝口町、江府町、日野町

2 期間

昭和五十三年九月二十七日から昭和五十四年二月二十八日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行つた者で損失補償を受けようとするものは、別

に定める申請書を、速やかに、三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

### 鳥取県告示第八百五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律

第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年九月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市夜見町字砂浜二 三〇九六の二〇（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第八百七号

昭和五十一年三月鳥取県告示第二百十五号（解除予定の保安林について）の一部を次のように変更する。

昭和五十三年九月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所のうち岩美郡岩美町大字唐川字唐川

谷二〇四の一、字鎌子ヶ弦二〇六、字菖蒲谷二〇七、大字外邑字大澤八四六の一、字祖父ケイ後八四七の一、字椎谷頭八四八の二から八四八の六まで以上十筆に係る部分を次の図に示す部分に変更し、大字唐川字大澤山二〇五（次の図に示す部分に限る。）を加え、字唐川谷二〇四の二、二〇四の一〇に係る部分を削る。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

二 百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年九月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の二二八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第八百八号

昭和五十三年七月二十五日付けで北条町から申請のあつた土地改良（東新田場地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月二十二日  
鳥取県知事 平 林 鴻 三  
一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し  
二 縦覧に供する期間  
昭和五十三年九月二十五日から三十日間  
三 縦覧に供する場所  
北条町役場  
四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年九月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第八百十号

日野町から申請のあつた町営土地改良（本郷地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年九月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年九月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第八百十一号

会見町から申請のあつた町営土地改良（鶴田地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年九月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年九月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第八百九号

日野郡日野町舟場三〇九小田切繁穂ほか十四人の者から申請のあつた数人が共同して行う土地改良（舟場地区ほ場整備）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年九月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

## 鳥取県告示第八百十二号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（富江（明地）地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年九月

十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年九月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年七月二十七日 鳥取県指令受都計第百七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市覚寺字水取及び字下限ノ内並びに浜坂字大シャウゴ

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉成八三四

株式会社相互信販

取締役社長 岸野高春

鳥取県告示第八百十四号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（富江（一の段）地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年九月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年九月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十三年九月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第八百十六号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、米子市農業協同組合西支所に関する部分は昭和五十三年九月二十六日から、倉吉市農業協同組合金融西倉吉支店に関する部分は同年十月一日から施行する。

昭和五十三年九月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第八百十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

第三号の表の倉吉市農業協同組合の項中

灘手支所

倉吉市尾

原	手 支 所	倉吉市尾原	に改め、同表の米子
」を	金融西倉吉支店	倉吉市西倉吉町	
市農業協同組合の項中	春 日 支 所	米子市上新印	
日 支 所	米子市西三柳		
に改める。			
選挙管理委員会告示			
鳥取県選挙管理委員会告示第七十一号			
政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。			
昭和五十三年九月二十二日			
鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章			

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
増田昭後援会	藤原栄喜	佐々木敬	倉吉市伊木二四四の七 社会党倉吉絵支部
すみ栄後援会	鷲見武秋	昇	米子市旗ヶ崎四〇七番地一
境港市を考える会	松本豊	足羽真	境港市元町一九二八
新築く青莊年の会	石橋雄器	中西久夫	境港市上道町一九〇〇
伊藤昭二区域後援会	山本登	伊藤眞	鳥取市永楽温泉町四〇一
上根どらぞう後援会	山本達夫	小玉正猛	鳥取市民主商工会
前田俊政後援会	横山英雄	中島俊治	鳥取市賀露町八七四
松波後援会	松波実	亀尾福重	鳥取市下味野一九一
田村繁夫後援会	岸田正夫	岡田稔	米子市富士見町二丁目一〇〇
下本光雄後援会	青木実	米子市福万三八八	
種原敏彦後援会	今中満通	米子市尾高五三一	
松本芳彬後援会	立林治一郎		
岩城正美後援会	谷口富雄		
わたなべまさきぞう後援会	野田武		
田中幹啓後援会	大江四郎		
新見修	草野巖		
佐々木武彦	日野郡江府町宮市一〇三〇		

田中幹啓青年同窓会 後援会	山城 昭彦	谷田 哲志	白野郡江府町佐川
西尾美昭後援会	佐々木周子	遠藤ときわ	日野郡江府町江尾一七八〇
西山 友市	西尾 秋夫	鳥取市数津一六四	"
			"
			"

鳥取県選挙管理委員会告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十三年九月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政治団体の名称	異動事項	新	旧
公明党鳥取県本部	所の所在地	鳥取市今町二丁目二九〇	
徳安美蔵東部後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市末広温泉一六〇	鳥取市寿町四一四
徳安美蔵東部青年会	主たる事務所の所在地	鳥取市末広温泉一六〇	鳥取市吉方温泉三丁目一一〇
鳥取県退職公務員連盟	主たる事務所の所在地	鳥取市西町四丁目三二〇	鳥取市青葉町二丁目一四八

正

誤

昭和五十三年八月鳥取県企業告示第一号（収納取扱金融機関の指定について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

貞段

誤

正

七 上 株式会社山陰合同銀行境文店

株式会社山陰合同銀行境港文店

昭和五十三年九月鳥取県告示第七百六十号（開発行為に関する工事の完了について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

貞段行

誤

正

一八 下 終わりから一

有限会社校地所

有限会社校成地所

正

二八 下 終わりから一

有限会社校地所

有限会社校成地所

正